◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　業務概要

⑴　業務名　那覇空港滑走路増設環境現況調査業務（その２）(電子入札対象案件)

⑵　業務内容　本業務は、那覇空港滑走路増設事業実施区域及びその周辺における環境現況を把握するため､「那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書」に基づく調査を実施するものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

・陸域生物調査（陸域植物、陸域動物）
・人と自然との触れ合い活動の場調査
・大気環境調査（大気質、騒音・振動）
・景観調査

⑶　履行期間　契約締結日の翌日～平成24年２月29日

⑷　本業務は、入札前に業務計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

⑸　本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑹　本業務は低入札により受注した場合、当該業務については、表彰の対象としない試行業務である。

2　指名されるために必要な要件

入札参加者は、２－１に掲げる資格を満たしている単体企業又は２－２に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

２－１　単体企業

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成23年４月１日までに受けていること。

⑶　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

⑷　警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

２－２　設計共同体

⑴　２－１に揚げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって､「競争参加者の資格に関する公示」(平成23年１月14日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から建設コンサルタント業務に係る設計共同体としての競争参加資格者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を平成23年４月１日までに受けている者であること。

２－３　入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

⑴　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①　親会社と子会社の関係にある場合
②　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

⑵　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
②　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

⑶　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記⑴又は⑵と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

２－４　入札参加者を選定するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

２－５　参加表明書に関する要件

⑴　参加表明書の提出者に対する要件

①　同種又は類似業務の実績　下記に示される同種又は類似業務等について、平成12年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において１件以上の実績を有さなければならない。

・同種業務：①　沖縄県内において動植物に関する環境調査を実施した業務
②　人と自然との触れ合い活動の場調査を実施した業務
①、②に示した両業務の実績を求める。(動物調査、植物調査及び人と自然との触れ合い活動の場調査については、同一業務での実施でなくてもよい)

・類似業務：①　動植物に関する環境調査を実施した業務
②　人と自然との触れ合い活動の場調査を実施した業務
①、②に示した両業務の実績を求める。(動物調査、植物調査及び人と自然との触れ合い活動の場調査については、同一業務での実施でなくてもよい)

なお、設計共同体の場合は構成員の全ての者が１件以上の実績を有すること。

②　実績としてあげた個々の業務成績が、沖縄総合事務局開発建設部にて発注した（港湾空港関係に限る）ものであり、かつ、平成14年４月１日以降に完了したもので請負業務成績評定評を得ているものにおいては、60点以上であること。

③　平成19年度から21年度末までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績が２年連続で60点未満でないこと。ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

④　業務実施体制　業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。また、設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

⑵　配置予定技術者に対する要件　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成23年２月９日を予定する。

①　予定管理技術者　予定管理技術者については下記のア)、ウ)、エ）に示す条件を満たす者であり、イ）の実績を有する者であることとする。

ア）下記のいずれかの資格を有する者

［1］　技術士（総合技術監理部門（建設―港湾及び空港、建設環境又は環境))の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

［2］　技術士（建設部門（港湾及び空港又は建設環境）又は環境部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

［3］　ＲＣＣＭ（港湾及び空港又は建設環境）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。